

令和5年度 最低賃金審議等状況

令和6年3月18日現在

	全国	近畿
内航鋼船運航業 木船運航業	令和5年7月24日 諮問 令和5年11月14日 答申 令和6年1月22日 決定公示 令和6年2月21日 効力発生	令和5年8月3日 諮問 令和6年1月17日 答申 令和6年3月18日 決定公示 令和6年4月17日 効力発生
海上旅客運送業	令和5年7月24日 諮問 令和5年11月14日 答申 令和6年1月22日 決定公示 令和6年2月21日 効力発生	令和5年8月3日 諮問 令和6年1月17日 答申 令和6年3月18日 決定公示 令和6年4月17日 効力発生
漁業（かつお・まぐろ）	令和5年7月24日 諮問 令和5年12月13日 答申 令和6年2月8日 決定公示 令和6年3月9日 効力発生	/
（大型いかつり）	諮問無し	
漁業（沖合底びき網）	/	令和5年8月3日 諮問 令和6年1月17日 答申 令和6年3月18日 決定公示 令和6年4月17日 効力発生
（大中型まき網）		諮問無し

全国 船員最低賃金一覧表

業 種 別		全国	
		最低賃金額 (効力発生日)	
内 航 鋼 船 運 航 業	職 員	月 額	258,950円 (令和6年2月21日)
		月額・船舶職員養成施設のうち 特定の養成施設の課程を修了した 後の勤務期間が、当該課程ごとに 定める期間に満たない者	242,500円 (令和6年2月21日)
	月 額 ・ は し け 長		
	部 員	月 額 ・ 海上経験3年以上	200,350円 (令和6年2月21日)
		月 額 ・ 海上経験3年未満	191,050円 (令和6年2月21日)
海 上 旅 客 運 送 業	月 額 ・ 職 員 (事務部職員)		255,750円 (令和6年2月21日)
			200,750円 (令和6年2月21日)
	月 額 ・ 部 員		192,900円 (令和6年2月21日)
漁 業 (かつお・まぐろ) (大型いかつり)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		203,300円 (令和6年3月9日)
			203,300円 (平成26年12月20日)
漁 業 (沖合底びき網) (大中型まき網)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		

※船員の最低賃金は月額で定められています。

※近畿運輸局長決定に適用される区域は、兵庫県を除く近畿2府3県です。(兵庫県は、神戸運輸監理部管轄になります。)

近畿 船員最低賃金一覧表

業 種 別		近畿	
		最低賃金額 (効力発生日)	
内 航 鋼 船 運 航 業 木 船 運 航 業	職 員	月 額	261,500円 (令和6年4月17日)
		月額・船舶職員養成施設のうち 特定の養成施設の課程を修了した 後の勤務期間が、当該課程ごとに 定める期間に満たない者	245,050円 (令和6年4月17日)
	月 額 ・ は し け 長		261,500円 (令和6年4月17日)
	部 員	月 額 ・ 海上経験3年以上	202,750円 (令和6年4月17日)
		月 額 ・ 海上経験3年未満	193,450円 (令和6年4月17日)
海 上 旅 客 運 送 業	月 額 ・ 職 員 (事務部職員)		255,700円 (令和6年4月17日)
	月 額 ・ 部 員		194,300円 (令和6年4月17日)
漁 業 (かつお・まぐろ) (大型いかつり)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		
漁 業 (沖合底びき網) (大中型まき網)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		209,500円 (令和6年4月17日)
			191,800円 (平成11年1月20日)

※船員の最低賃金は月額で定められています。

※近畿運輸局長決定に適用される区域は、兵庫県を除く近畿2府3県です。(兵庫県は、神戸運輸監理部管轄になります。)